

平成26年度包括外部監査結果の対応状況(平成28年度における対応状況)

報告書頁	指摘意見	監査項目	監査の結果又は意見の内容	対応状況	監査対象所属
103	意見	妊娠・出産・子育て情報機能強化事業	<p>[随意契約による委託先の選定について]</p> <p>「パパ・ママ・ナビあおもり」の運営管理業務は、平成15年度に競争入札で選定した業者に平成16年度から10年度継続して随意契約で委託している。</p> <p>事業開始当初は他に受託可能な業者が存在しなかったとしても、その後受託可能な業者が出現している可能性は十分に想定できる。また、事業の効果が逡減しているもとの、委託業者の再選定を含めた事業の見直しを行わないことは不適切である。</p> <p>本事業の継続にあたっては、委託先業者を選定し直す必要がある。</p>	<p>本事業については、アクセス数の減少等があるため平成28年度末をもって事業を廃止することとした。これに伴い、子育て世帯の利便性の向上を図るスマートフォン用アプリケーション「あおもり子育て応援アプリ」のコンテンツの一つとして追加することとし、アプリのシステム改修を実施した。上記アプリは平成29年1月から試行運用を開始し、平成29年4月から本格運用する。</p> <p>また、これまで市町村における母子保健事業の内容掲載を委託先業者に依頼していたが、平成29年4月以降は各市町村が情報をアプリ内に直接無料で掲載することとする。</p>	こどもみらい課
103	意見	妊娠・出産・子育て情報機能強化事業	<p>[サイトへの広告掲載について]</p> <p>「パパ・ママ・ナビあおもり」には民間事業者の広告掲載がない。</p> <p>最近では自治体のウェブサイトへの民間事業者の広告掲載は一般的に行われており、むしろ掲載希望者を募っているのが通常である。これには広告料収入により自治体の費用負担を軽減する意味も大きい。従って、「パパ・ママ・ナビあおもり」においても広告掲載を許可しない合理的な理由はなく、県の負担を軽減するためにも、広告掲載の許可を検討する必要がある。</p>	<p>本事業については、アクセス数の減少等があるため平成28年度末をもって事業を廃止することとした。これに伴い、子育て世帯の利便性の向上を図るため、「あおもり子育て応援アプリ」のコンテンツの一つとして追加することとしアプリのシステム改修を実施した。</p> <p>広告契約事務及び広告枠メンテナンス作業と広告料収入との費用対効果、また、掲載情報そのものへの注視効果を保つために、広告掲載は見送ることとし、一方で、アプリ完成後は、市町村に限らず、子育てに関連する事業を展開している民間業者や県の各組織も無料で事業内容等を掲載できるようにする。</p>	こどもみらい課
117	意見	ひとり親家庭等日常生活支援事業	<p>[県の適用単価の見直しについて]</p> <p>家庭生活支援員の人材確保が課題となっているが、この原因は、事業が不定期で安定的な収入が得られないため人員が集まらないとのことであった。</p> <p>県は一律の時間単価740円を採用しており、国の要綱上の子育て支援派遣の単価としては妥当だとしても、生活援助派遣(対象家庭で行う乳幼児の保育、食事の世話、住居の掃除等)の単価としては、国の基準単価が1,530円であるのを見てもわかるように、民間実態を反映したものとなっていない。</p> <p>生活援助派遣事業については、県の適用単価の見直しが必要であろう。</p>	<p>平成28年度の委託契約では生活援助派遣の単価を1,530円に設定した。</p>	こどもみらい課

平成26年度包括外部監査結果の対応状況(平成28年度における対応状況)

報告書頁	指摘意見	監査項目	監査の結果又は意見の内容	対応状況	監査対象所属
117	意見	ひとり親家庭等日常生活支援事業	<p>[利用者の公平性について]</p> <p>平成24年度においては、本事業の派遣金額412千円(総派遣時間557時間)のうち、特定の家庭1人による年間利用額が263千円(派遣時間356時間)と全体の6割超を占めた。この利用状況については、母親の出張中に男子中学生を泊りがけで随時、ほぼ1年間に亘って預かるものであった。本事業の趣旨は、一時的事由で 日常の家事や育児などができない場合の支援事業であり、年間を通した継続的な利用を想定したものではない。限られた予算の中で、支援の必要な人に偏りなく公平に支援の機会を提供するためには、ある程度の制限は利用規定などを設けて示すべきであると考え。</p>	<p>平成28年度から、一定条件下では定期的に生活援助、保育サービスができるよう国の事業実施要綱が改正されたことから、県の事業実施要綱も国の制度改正に合わせて見直しを行ったところである。</p> <p>今後、支援の必要な人に偏りなく公平に支援の機会を提供するために、事業委託先等の意見を聴きながら利用制限規定を設けることを検討していく。</p>	こどもみらい課
118	意見	ひとり親家庭等日常生活支援事業	<p>[支援員の資格要件について]</p> <p>国の母子家庭等日常生活支援事業実施要綱によれば、家庭生活支援員は次の要件を備えている者のうちから選定することになっている。</p> <p>(1)生活援助は訪問介護員(ホームヘルパー)3級以上の資格を有する者とする。</p> <p>(2)子育て支援は、別に定める一定の研修を修了した者とする。</p> <p>県では、生活援助も子育て支援も、訪問介護員(ホームヘルパー)3級以上の資格を有する者でよいとしている。子育て支援には、乳幼児の保育等に関して様々なリスク(例えば保育中の事故、虐待など)を伴うこともあり、本来であれば厚生労働省で定める一定の研修を受けた者や保育士等が実施することが望ましいことは言うまでもない。本事業に限ったことではないが、女性の視点で考えると、人材確保が難しいからといって資格要件を下げるのではなく、子育て支援推進に資する人材の教育充実を図り、受け皿を底上げしていく取り組みが今後において望まれる。</p>	<p>家庭生活支援員について、平成29年4月から、生活支援員に求められる専門技術及び知識の習得のために、支援員による多様な研修の受講を進め、支援サービスの質の向上及び確保を図ることとした。</p>	こどもみらい課
126	指摘	母子寡婦福祉資金貸付金	<p>[違約金の不徴収について]</p> <p>未納事由の調査及び違約金不徴収の事務は、そのすべてを対象とすべきである。</p> <p>母子寡婦福祉資金電算システムから出力される「母子福祉資金違約金発生者一覧表」は、完済分の違約金のみを抽出する仕様になっており、返済の終わっていない分の違約金については抽出されていなかったにもかかわらず、「母子福祉資金違約金発生者一覧表」に基づいて、未納事由の調査及び違約金不徴収の事務を執行していたため、収入未済の延滞金については、未納事由の調査が行われておらず、また、違約金不徴収事務の対象とされていなかった。</p> <p>県における、違約金に係る事務に関する法令等の規定及びその趣旨の十分な理解、及び、「母子寡婦福祉資金電算システム」の機能追加・改修等により、「母子福祉資金違約金発生者一覧表」に収入未済の延滞金に対する違約金が表示されるようにした上で、その一覧表に基づき、未納事由の調査及び違約金不徴収事務を執行する、あるいは、「母子福祉資金違約金発生者一覧表」では抽出されない未納の延滞金に対しても未納事由の調査及び違約金不徴収事務が執行されるよう、事務の執行方法を改める必要がある。</p>	<p>事務取扱要領を改正し、償還中の債権についても、違約金不徴収の理由に該当する場合には、違約金不徴収申請書等の提出を求め、旨明記し、各福祉事務所へ周知した。</p>	こどもみらい課

平成26年度包括外部監査結果の対応状況(平成28年度における対応状況)

報告書頁	指摘意見	監査項目	監査の結果又は意見の内容	対応状況	監査対象所属
128	指摘	母子寡婦福祉資金貸付金	<p>[違約金不徴収申請書の添付書類について]</p> <p>東青地域県民局において、滞納者より提出された違約金不徴収申請書に、支払期日までに償還金等を支払うことができない事由を証する書面の添付が一切行われていないにも関わらず、違約金不徴収の決定が行われ、申請書すべてについて不徴収が認められていた。このような事態が生じているのは、①県において、違約金に係る事務に関する法令等の規定及びその趣旨が十分理解されていなかったこと。②県において、違約金の不徴収事務に関して、債務者に十分な指導が行われていなかったこと。によるものであり、県において、違約金に係る事務に関する法令等の規定及びその趣旨の十分な理解、及び、債務者に対する適切な指導を行うことが必要である。</p>	<p>事務取扱要領を改正し、違約金不徴収申請書に支払期日までに償還金等を支払うことが出来ない事由を証する書面を添付する旨明記し、各福祉事務所へ周知した。</p>	こどもみらい課
128	意見	母子寡婦福祉資金貸付金	<p>[違約金不徴収の決定について]</p> <p>県においては、政令に「災害その他やむを得ない理由があると認められるとき」という限定的な規定が置かれている趣旨に鑑み、「やむを得ない理由」を厳格に解釈する必要があると思われる。</p>	<p>事務取扱要領を改正し、違約金不徴収申請書に添付される書面により、内容を確認・精査する等により決定することとした。また、適正な違約金の不徴収事務について各福祉事務所へ周知し、事務の適正執行を図った。</p>	こどもみらい課
130	意見	母子寡婦福祉資金貸付金	<p>[過年度収入未済額の固定化について]</p> <p>平成20年度以前に発生した収入未済額が、件数及び金額において半数あまりに達しており、収入未済額が固定化している様子が伺える。</p> <p>福祉目的の貸付金であり、回収について難しい面もあるが、モラルハザードの誘因を放置すれば、結局、事業自体の存立基盤を脅かしかねず、本来の目的である母子家庭及び寡婦に対する福祉という目的を達成できない結果になる恐れもある。やむを得ない理由により返済が困難な債務者へ十分な配慮をしつつも、モラルハザードを未然に防ぐ意味も込めて、早期の償還に努める必要があると思われる。</p>	<p>償還指導が困難な債権について、償還事務を債権回収業者に委託し、償還促進を図ることとした。</p>	こどもみらい課
150	意見	小児救急電話相談事業費	<p>[相談実施体制の確認について]</p> <p>相談実施体制については、県が作成した小児救急電話相談事業業務仕様書に定められている。そのうち、青森県内の小児救急医療対応医療機関の案内については、青森県内の状況を把握した上で実施し、また、独自の医療機関データベースも常時更新を行う旨が定められている。</p> <p>委託先独自の医療機関データベースが定期的に更新されない場合、小児救急対応医療機関の案内にあたり、誤った情報提供を行う可能性があるため、定期的に医療機関データベースの更新状況の確認を行うことが望ましい。</p>	<p>平成28年度事業を実施するに当たって、医療機関データベースが定期的に更新されているかどうかを確認できる報告が上がってくるよう、小児救急電話相談事業業務仕様書の見直しを行い、定期的に医療機関のデータベースの更新状況を確認できるようにした。</p>	医療薬務課

平成26年度包括外部監査結果の対応状況(平成28年度における対応状況)

報告書頁	指摘意見	監査項目	監査の結果又は意見の内容	対応状況	監査対象所属
179	意見	弘前大学に対する研究委託	<p>[PDCAサイクルによる事業実施について]</p> <p>本事業の委託内容は、周産期医療従事者の増加を図るための調査研究であり、その中で弘前大学が行っているセミナーの開催は、周産期医療を目指す医師の卵にとって、職業上の専門分野を選択する入口を決定するための有用なイベントであることを疑う余地はないが、金額的にも実施方法的にも毎年変わらない形で行われている。監査人は、この入口を広げ、ハードルを下げることを目的とした事業は、県にとっても医学部生にとっても、非常に重要だと考える。県は、これまでのような弘前大学に任せきりの受け身姿勢ではなく、出来る限り詳細な事業実績の評価を行った上で、目標を達成するために必要と思われるイベント等を提案しながら、更に前向きな提案型の事業を行うことを期待したい。</p> <p>また、本県の医療現場にとって「金の卵」とも言える人的資源を、産み育てるための投資そのものである本事業であるからには、本当の意味での成果の可視化は数年後になるとは言っても、その投資額の内容を出来る限り詳細に把握し、分析し、年度年度できめ細やかなカスタマイズを加えながら、検証を繰り返して新事業計画に結び付けていくといった、精緻なPDCAの実行を県に求めたい。</p>	<p>これまでの研究委託事業では、成果の可視化が困難であったため、平成27年度に事業の見直し検討を行い、平成28年度から目標達成期間を定めて産科医不足地区への派遣による産科医確保といった成果を明確に求める形式の寄附講座を弘前大学に設置することとして、委託事業は平成27年度をもって終了した。</p>	医療薬務課
180	意見	弘前大学に対する研究委託	<p>[補助対象経費の確認事務について]</p> <p>医師の学会参加のための旅費も含まれており、本事業の範疇なのか、通常の医学部の業務の範疇なのか、第三者の目からは判然としない。医師が学会等に出席して得た、最新の情報を小児科、産婦人科に興味のある学生等に紹介し、その魅力を伝えるのに有用だというのが、本事業の委託目的に合致する理由とのことであった。そうであるならば、大学医学部に関係する医師の活動費のほぼ全てが補助対象となり得るわけで、あまりに広く補助対象経費を解釈することは、本事業の目的達成のために必要不可欠な対象経費を見誤る恐れがある他、事業効果の測定、事業評価の正確性が達成できなくなる恐れがある。</p> <p>県は、本事業の補助対象経費の内容の妥当性を確認すべきと考える。</p>	<p>平成27年度事業では、実績報告時に受託者に本事業の補助対象経費の一覧を提出させ、妥当性を確認した。</p> <p>平成27年度に、運営費の事業の目的達成に向けた活用のしやすさや、事業効果の測定、事業評価の正確性が達成されるようこれまでの研究委託事業の見直し検討を行い、平成28年度から目標達成期間を定めて産科医不足地区への派遣による産科医確保といった成果を明確に求める形式の寄附講座を弘前大学に設置することとして、研究委託事業は平成27年度をもって終了した。</p>	医療薬務課
205	意見	固定資産	<p>[減損会計の適用に関する準備について]</p> <p>新たに導入された減損会計の適用について5つの点で不十分と思われる点があった。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. グループニングの検討結果が文書化されていない。</li> <li>2. 減損の兆候がないとしているが、判断根拠が不明確である。</li> <li>3. 土地の時価等を把握していない。</li> <li>4. 主要な償却資産とは何かを定めていない。</li> <li>5. 減損の測定に用いる割引率を定めていない。</li> </ol> <p>減損会計は、見積りの要素が多い会計基準である。従って、病院局においては、減損会計の適用に際して、以上の点について、具体的に、財務規程等に定めて文書化しておく必要がある。</p>	<p>青森県病院事業減損会計取扱要領を定め、毎事業年度において減損兆候等を判定することとし、同要領に従って判定を実施した。</p>	病院局

平成26年度包括外部監査結果の対応状況(平成28年度における対応状況)

報告書頁	指摘意見	監査項目	監査の結果又は意見の内容	対応状況	監査対象所属
208	指摘	人件費	<p>[医師の時間外勤務手当時間数の算定方法について]</p> <p>中央病院では、医師の時間外勤務手当時間数の算出にあたって、平成3年11月から内部ルールに従って、集計計算を行っている。</p> <p>このような内部ルールを適用して時間外勤務時間を算出している理由については、「医師は上司はいるものの、1人で行動することも多く、残業時間を厳密には管理できないこと、医師が自分の勉強や研究、学会や関係団体などから個別に依頼を受けた講演資料等は、勤務時間外の診療業務の合間に、病院で所有している図書やパソコンなど院内設置の資料等を活用して作成されることもあり、正確な病院業務従事時間の確認は難しい。」との説明を総務課担当者より受けた。しかしながら、実際の勤務実態を把握することなく、一律に査定率を適用する当該ルールは、県の規則にはない暗黙の取扱い事項である。また、医師を取り巻く環境変化がある中で、従前からの慣習であるからといって、平成3年に定められた査定率を採用し続ける合理的な理由は、制度上においても実態面においても見当たらない。</p> <p>今後は、時間外勤務等命令票に記載すべき具体的な従業務内容や適正な勤務従事時間を医師に周知徹底すること、及び、上司が医師の勤務実態を把握し、それに基づき時間外勤務時間を命令・承認し、規則等に準拠した時間外勤務手当を支給する事務体制を整備する必要がある。</p>	<p>医師の時間外勤務における勤務実態調査の実施等による現状把握を行った結果を踏まえ、事前に医師に周知を図った上で、個々の時間外命令(申請)時間について、上司(最終承認者)である病院長が、病院業務に従事したと認める適正時間数を命令・承認する取扱に改め、その上で、規則等に準拠して、時間外命令票(申請書)により承認した時間外命令時間分の時間外勤務手当全額を支給する運用を開始した。</p>	病院局
215	意見	障害児等療育支援事業	<p>[単価の設定について]</p> <p>事業の委託費の単価は、ここ数年ほとんど変わっておらず、実際に事業を実施している施設における費用の発生状況とも整合していない。</p> <p>実施事業者からすれば、かなり安価な委託料と感じられており、以前、三八地域や上十三地域で、実施していた事業者が本事業から撤退したのも、コスト面での問題があったとのことである。</p> <p>わくわくプランにおいては、本事業の目標は、実施事業箇所数で6か所(目標設定時の平成20年当時の現状維持という目標)となっているが、現状では、5か所(実施地域で言えば、4地域)であり、目標未達の状態になっている。にもかかわらず、県は改善策を打つことなく、漫然と従来通りの方式で事業を継続しており、創意工夫が見られない。委託単価が問題なのであれば、現場の実情を調査し、従来とは違う単価設定を行うべきであるし、利用の少ない事業は廃止するなどして、限られた予算の中で、メリハリをつけた事業の企画をすべきと考える。</p>	<p>単価については、市町村や関係機関の意見及び国や他県の動向を参考にしながら、妥当な水準とした。</p>	障害福祉課

平成26年度包括外部監査結果の対応状況(平成28年度における対応状況)

報告書頁	指摘意見	監査項目	監査の結果又は意見の内容	対応状況	監査対象所属
216	意見	障害児等療育支援事業	<p>[長期間にわたる事業実施の空白圏域の存在について]</p> <p>本事業の施設がなくても、別な仕組みで障害児やその家族の支援ができていたのであれば良いが、一般的に、在宅知的障害児の保護者からの相談は、積極的に発信されることが少なく、専門的知識のある方が、聞いてあげる場がなければ、埋没してしまうことが多いようである。県は、本事業の空白地域でそのような問題が生じていないかの検証を行うべきであるし、本事業を展開する価値があるのであれば、委託先の増加(空白地域への開設)への取り組みをもっと積極的に行うべきであろう。</p> <p>県は、本事業の存在意義を認めて、今後も継続実施の方針であるが、ただ、漫然と前年度と同様の実施方法で繰り返すのではなく、委託先の意見や要望をくみ取りながら、委託単価など見直しなどの極め細やかな取り組みをもっと積極的に行うべきである。</p>	<p>当該事業の未実施地域では、障害福祉サービス事業所等が自主的な活動により相談対応や療育指導を行うなど、地域によって当該事業の必要性に差があることから、平成27年3月に策定した「のびのびプラン」(計画期間:H27～31年度)では、実施箇所数のみにとられず、各地域のニーズや民間の活動状況等を勘案しながら、適切に事業を実施することとした。</p> <p>空白地域については、今後、市町村担当課長会議における意見聴取や関係機関への文書照会等により地域毎のニーズや民間の活動状況等を把握し、必要に応じて事業の実施を検討する。</p>	障害福祉課
235	指摘	特色教育支援経費補助	<p>[実施報告書の検証について]</p> <p>平成25年度の実績報告書に添付されている、「ア 通常預かり保育」、「イ 一般休業日預かり保育」、「ウ 長期休業日預かり保育」の3つの取組に関する実績書を閲覧したところ、103園中6園について、ア～ウのそれぞれの預かり保育開設日数の合計が、1年間の開園日数を超過していた。</p> <p>結果として補助金算定額には誤りがなかったが、県において、実施報告書及びその添付資料の検証が十分でなかったことは否定できない。県による、実施報告書及びその添付資料の十分な検証、及び、補助対象の学校法人に対する十分な指導が必要である。</p>	<p>本補助金に係る実績報告書等については、表計算ソフトの自動計算機能を活用し、また、作成にあたっての注意事項を表示することにより、作成時の記載誤りの防止や記載内容の確認が容易に可能となるよう、交付要綱の様式の改正を行った。</p> <p>また、関係書類の検査・確認に当たっては、複数の職員によるチェックを確実に行うなど、事務の執行体制を改めた。</p>	総務学事課
236	意見	特色教育支援経費補助	<p>[特色教育支援経費補助事業収支(予算・決算)書について]</p> <p>平成25年度の交付申請書及び実績報告書に添付されている、特色教育支援経費補助事業収支(予算・決算)書を閲覧したところ、予算書と決算書の収入及び支出がその内訳も含めて同額となっている学校法人が散見された。</p> <p>実績報告書の提出締切日は平成26年4月10日となっており、3月決算の学校法人が決算を確定して提出することが著しく困難な日程となっていることから、各学校法人では、やむを得ず予算書をそのまま決算書として提出しているのが実態であると推察される。また、特色教育支援経費補助事業収支(決算)書では、その様式上、「上記収支(決算)書のとおり、計算書類を作成することを確約します。」として、各学校法人理事長に確約させる形式となっている。</p> <p>学校法人が、4月10日までに実績報告書に添付して県に提出する収支決算書は、収支決算(見込)書とし、収支決算(見込)書と確定した収支決算書に差があつて、補助金算定額が変更になる場合には、事後に訂正報告書を提出させる等の改善を検討する必要があると思われる。</p>	<p>本補助金については、実際に支出された経費の額に基づき補助金額を確定することができるよう、補助対象経費の算定方法を改め、交付要綱の改正を行った。</p>	総務学事課